

議案第 2 号

里庄町行政不服等審査会条例の制定について

里庄町行政不服等審査会条例を別紙のとおり定める。

平成 28 年 3 月 2 日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

行政不服審査法の全部改正に鑑み、同法に基づき審査請求に係る諮問を受け  
る機関等として里庄町行政不服等審査会を置くとともに、その組織、運営等に  
関し必要な事項を定める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 里庄町行政不服等審査会条例

### (目的)

第 1 条 この条例は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）に基づき、里庄町行政不服等審査会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第 2 条 町は、次に掲げる機関として、里庄町行政不服等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 里庄町情報公開条例（平成 14 年里庄町条例第 24 号）に基づく諮問に係る審査請求及び行政情報の公開の総合的な推進に関する重要施策についての調査審議及び意見の具申を行う機関
- (2) 里庄町個人情報保護条例（平成 18 年里庄町条例第 18 条）に基づく諮問に係る審査請求及び個人情報の保護に関する重要施策についての調査審議及び意見の具申を行う機関
- (3) 法第 81 条第 1 項の機関

### (組織)

第 3 条 審査会は、委員 5 名以内で構成する。

### (委員)

第 4 条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

- 2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、任期満了後であっても、新たに委員が任命されるまでは、その職務を行うものとする。
- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

### (会長及び副会長)

第 5 条 審査会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 6 条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じ招集し、会議の議長は会長がこれに当たる。

- 2 会議は、構成委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(除斥)

第7条 委員は、法第43条第1項の規定により諮問を受けた事件が自己に直接の利害関係のあるものであるときは、その議事に加わることができない。

(会議の非公開)

第8条 法第43条第1項の規定による諮問に基づき行う審査会の調査審議の手続は、公開しない。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(罰則)

第10条 第4条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(その他運営に関する事項)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の里庄町情報公開条例に基づく里庄町情報公開審査会及び里庄町個人情報保護条例に基づく里庄町個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、施行日において第4条第1項の規定により審査会の委員として任命されたものとみなし、その任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成28年9月30日までとする。
- 3 この条例の施行前に旧審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審査会がした調査審議の手続は審査会がした調査審議の手続とみなす。

(会議の招集の特例)

- 4 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる審査会及び会長が就任するまでの間に開催される審査会は、町長が招集する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年里庄町条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中

情報公開審査会委員	日額	5,000円
個人情報保護審査会委員	日額	5,000円

」を

行政不服等審査会委員	日額	10,000円
------------	----	---------

」に改める。

(里庄町情報公開条例の一部改正)

6 里庄町情報公開条例の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「里庄町情報公開審査会」を「里庄町行政不服等審査会(以下「審査会」という。)」に改める。

第15条を次のように改める。

(審査会の調査権限)

第15条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関(以下本条において「諮問庁」という。)に対し、審査請求のあった開示請求等決定に係る公文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、審査請求のあった開示請求等決定に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁(次条及び第17条第1項において「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

第21条を第23条とし、第16条から第20条までを2条ずつ繰り下げ、第15条の次に次の2条を加える。

(意見の陳述等)

第16条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えることができる。

2 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧)

第17条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。

(里庄町個人情報保護条例の一部改正)

7 里庄町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

目次中「里庄町個人情報保護審査会」を「里庄町行政不服等審査会」に、「第47条」を「第44条」に、「(第48条—第51条)」を「(第45条—第48条)」に、「(第52条—第56条)」を「(第49条—第53条)」に改める。

第6条第3項第8号及び第12号第2項第7号中「個人情報保護審査会」を「行政不服等審査会」に改める。

第39条の見出し中「個人情報保護審査会」を「里庄町行政不服等審査会」に改め、同条中「個人情報保護審査会」を「里庄町行政不服等審査会(以下「審査会」という。)」に改める。

「第6章 里庄町個人情報保護審査会」を「第6章 里庄町行政不服等審査会」に改める。

第42条を削り、第43条第4項中「第45条」を「第44条」に改め、同条を第42条とし、第44条を第43条とし、第45条を第44条とし、第46条及び第47条を削る。

第7章中第48条を第45条とし、第49条から第51条までを3条ずつ繰り上げる。

第8章中第52条を第49条とし、第53条から第56条までを3条ずつ繰り上げる。

(里庄町情報公開条例及び里庄町個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

8 旧審査会の委員であった者に係るその職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

9 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。